

りとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(記録の保存に係る経過措置)

2 この条例の施行の日前に完結した第四条（第九条及び第十二条において準用する場合を含む。

以下この項において同じ。）に規定する記録の保存に係る第四条の規定の適用については、同条中「五年間」とあるのは、「二年間」とする。

(特別養護老人ホームの居室の定員に係る経過措置)

3 この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホームの建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に係る第八条の規定の適用については、同条中「一人とする。ただし、地域の実情等を勘案して知事が必要と認める場合は、二人以上四人以下とすることができる」とあるのは、「四人以下とする」とする。

4 前項の規定にかかわらず、特別養護老人ホーム基準省令附則第三条第一項に規定する建物に係る第八条の規定の適用については、同条中「一人とする。ただし、地域の実情等を勘案して知事が必要と認める場合は、二人以上四人以下とすることができる」とあるのは、「原則として四人以下とする」とする。

5 特別養護老人ホーム基準省令附則第三条第二項に規定する特別養護老人ホームについて前項の規定を適用する場合には、同項中「原則として四人」とあるのは、「八人」とする。

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十一日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第七十号

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等（第二条―第十条）

第三章 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等（第十一条―第十七条）

第四章 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（第十八条―第二十条）
（二条）

第五章 指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等（第二十三条―

第二十九条)

第六章 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（第二十条―第二十四条）
附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第一項第二号、第五十四条第一項第二号、第七十条第二項第一号（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）、第七十四条第一項及び第二項、第八十六条第一項（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十八条第一項及び第二項、第九十七条第一項から第三項まで、第百十五条の二第二項第一号（法第百十五条の十一において準用する法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）並びに第百十五条の四第一項及び第二項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第百十条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

第二章 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等

（指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第二条 法第七十四条第一項の条例で定める基準、同項の条例で定める員数及び同条第二項の条例で定める基準は、次条から第六条までに定めるところによる。

（指定居宅サービスの事業に係る一般原則）

第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立つてサービスを提供するよう努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業を行う者（以下「居宅サービス事業者」という。）その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（通所介護等に係る指定居宅サービスの事業に係る非常災害対策）

第四条 通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービスの事業を行う者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に利用者の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備しなければならない。

2 前項に規定する者は、非常災害に備えるため、同項の計画及び体制の内容を従業者に周知させるとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

3 第一項に規定する者は、非常災害時の利用者の安全及び利用者に対する適切な処遇の確保を図るため、市町村、介護保険施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するよう努めなければならない。

(指定居宅サービスの事業に係る記録の整備等)

第五条 指定居宅サービス事業者は、次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から五年間保存しなければならない。

- 一 利用者に対する指定居宅サービスの提供に関する記録で規則で定めるもの
- 二 指定居宅サービスに要した費用の請求及び受領に係る記録

(指定居宅サービスの事業に係るその他の基準)

第六条 前三条に定めるものを除くほか、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準省令」という。)に定めるとおりとする。

(基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第七条 法第四十二条第一項第二号の条例で定めるものは、次条及び第九条に定めるところによる。

(準用)

第八条 第四条の規定は、通所介護又は短期入所生活介護に係る基準該当居宅サービスの事業を行う者について準用する。

2 第五条の規定は、基準該当居宅サービスの事業を行う者について準用する。この場合において、同条各号中「指定居宅サービス」とあるのは、「基準該当居宅サービス」と読み替えるものとする。

(基準該当居宅サービスの事業に係るその他の基準)

第九条 前条に定めるものを除くほか、基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、指定居宅サービス等基準省令に定めるとおりとする。

(指定居宅サービス事業者の指定に係る申請者の要件)

第十条 法第七十条第二項第一号(法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院、診療所若しくは薬局により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

第三章 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準)

第十一条 法第八十八条第一項の条例で定める員数及び同条第二項の条例で定める基準は、次条から第十六条までに定めるところによる。

(その他の基準)

第十六条 第十二条から前条までに定めるものを除くほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準は、指定介護老人福祉施設基準省令に定めるとおりとする。

(指定介護老人福祉施設の指定に係る人所定員)

第十七条 法第八十六条第一項(法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。)の条例で定める数は、三十人以上とする。

第四章 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準)

第十八条 法第九十七条第一項の条例で定める施設、同条第二項の条例で定める員数及び同条第三項の条例で定める基準は、次条から第二十二条までに定めるところによる。

(介護老人保健施設に係る一般原則)

第十九条 介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準省令」という。))第二十九条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。)を除く。以下この条において同じ。)は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。

2 第十二条第二項及び第三項の規定は、介護老人保健施設について準用する。この場合において、同条第二項中「指定介護福祉施設サービス」とあるのは、「介護保健施設サービス」と読み替えるものとする。

(ユニット型介護老人保健施設に係る一般原則)

第二十条 ユニット型介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 第十二条第二項及び第三項の規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、同条第二項中「指定介護福祉施設サービス」とあるのは、「介護保健施設サービス」と読み替えるものとする。

(準用)

第二十一条 第四条及び第五条の規定は、介護老人保健施設について準用する。この場合において、第四条第一項及び第三項中「利用者」とあるのは、「入所者又は入居者」と、第五条第一号

中「利用者に対する指定居宅サービス」とあるのは「入所者又は入居者に対する介護保健施設サービス」と、同条第二号中「指定居宅サービス」とあるのは「介護保健施設サービス」と読み替えるものとする。

(その他の基準)

第二十二条 前三条に定めるものを除くほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、介護老人保健施設基準省令に定めるとおりとする。

第五章 指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等

(指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準)

第二十三条 法第一百五十五条の四第一項の条例で定める基準、同項の条例で定める員数及び同条第二項の条例で定める基準は、次条及び第二十五条に定めるところによる。

(準用)

第二十四条 第三条及び第五条の規定は、指定介護予防サービス事業者について準用する。この場合において、第三条第二項中「指定居宅サービスの」とあるのは「指定介護予防サービスの」と、「居宅サービス事業を行う者(以下「居宅サービス事業者」という。)」とあるのは「介護予防サービス事業を行う者」と、第五条各号中「指定居宅サービス」とあるのは「指定介護予防サービス」と読み替えるものとする。

2 第四条の規定は、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービスの事業を行う者について準用する。

(指定介護予防サービスの事業に係るその他の基準)

第二十五条 前条に定めるものを除くほか、指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準省令」という。)に定めるとおりとする。

(基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準)

第二十六条 法第五十四条第一項第二号の条例で定めるものは、次条及び第二十八条に定めるところによる。

(準用)

第二十七条 第四条の規定は、介護予防通所介護又は介護予防短期入所生活介護に係る基準該当介護予防サービスの事業を行う者について準用する。

2 第五条の規定は、基準該当介護予防サービスの事業を行う者について準用する。この場合において、同条各号中「指定居宅サービス」とあるのは、「基準該当介護予防サービス」と読み替えるものとする。

(基準該当介護予防サービスの事業に係るその他の基準)

第二十八条 前条に定めるものを除くほか、基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、指定介護予防サービス等基準省令に定めるとおりとする。

(指定介護予防サービス事業者の指定に係る申請者の要件)

第二十九条 法第一百五十五条の二第二項第一号(法第一百五十五条の十一において準用する法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院、診療所若しくは薬局により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

第六章 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準)

第三十条 旧法第一百十条第一項の条例で定める員数及び同条第二項の条例で定める基準は、次条から第三十四条までに定めるところによる。

(指定介護療養型医療施設に係る一般原則)

第三十一条 指定介護療養型医療施設(ユニット型指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準省令」という。)(第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。))を除く。以下この条において同じ。))は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常に当該入院患者の立場に立つて指定介護療養型医療施設サービスを提供するよう努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(ユニット型指定介護療養型医療施設に係る一般原則)

第三十二条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入院前の居宅における生活と入院後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及

び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。
(準用)

第三十三条 第四条及び第五条の規定は、指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第四条第一項及び第三項中「利用者」とあるのは「入院患者」と、第五条第一号中「利用者に対する指定居宅サービス」とあるのは「入院患者に対する指定介護療養施設サービス」と、同条第二号中「指定居宅サービス」とあるのは「指定介護療養施設サービス」と読み替えるものとする。

(その他の基準)

第三十四条 前三条に定めるものを除くほか、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準は、指定介護療養型医療施設基準省令に定めるとおりとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(記録の保存に係る経過措置)

2 この条例の施行の前日に完結した第五条第一号(第八条第二項、第十五条、第二十一条、第二十四条第一項、第二十七条第二項及び第三十三条において準用する場合を含む。)に掲げる記録の保存に係る第五条(第八条第二項、第十五条、第二十一条、第二十四条第一項、第二十七条第二項及び第三十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第五条中「五年間」とあるのは、「二年間」とする。

(指定介護老人福祉施設の居室の定員に係る経過措置)

3 この条例の施行の際現に法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設の建物(この条例の施行後に増築され、又は改築された部分を除く。)に係る第十四条の規定の適用については、同条中「一人とする。ただし、地域の実情等を勘案して知事が必要と認める場合は、二人以上四人以下とすることができる」とあるのは、「四人以下とする」とする。

4 前項の規定にかかわらず、指定介護老人福祉施設基準省令附則第四条第一項に規定する建物に係る第十四条の規定の適用については、同条中「一人とする。ただし、地域の実情等を勘案して知事が必要と認める場合は、二人以上四人以下とすることができる」とあるのは、「原則として四人以下とする」とする。

5 指定介護老人福祉施設基準省令附則第四条第二項に規定する特別養護老人ホームについて前項の規定を適用する場合には、同項中「原則として四人」とあるのは、「八人」とする。